

事務連絡
令和8年3月31日

障がい者支援施設事業者
共同生活援助事業者 各位

福岡市福祉局障がい施設福祉課長

地域連携推進会議に関する福岡市の考え方について

日頃より福岡市の障がい福祉施策の推進に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い、障がい者支援施設事業者及び共同生活援助事業者は、地域連携推進会議を開催し、地域連携推進会議構成員による当該事業所の見学の機会を設けることが令和7年度から義務付けられました。

福岡市では、各事業所において会議を円滑に実施していただくため、厚生労働省における「地域連携推進会議の手引き」（以下「手引き」という。）を元に、Q&Aを作成しました。

各事業所におかれましては、手引き及びQ&Aを参考に、適切な運営を図っていただきますようお願いいたします。

【添付資料】

- 1 「地域連携推進会議の手引き」（厚生労働省）
- 2 「地域連携推進会議の手引き（別冊）資料編」（厚生労働省）
- 3 地域連携推進会議に関するQ&A（福岡市）

【参考（厚生労働省 HP）】

◆ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41992.html